

2019年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

## 【2年短縮型】

# 法律科目試験問題：刑法・刑事訴訟法

(配点：120点)

### 注意事項

- 1 机上に各自の「受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で5ページである。  
解答用紙は、全部で8ページである。  
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。  
解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、  
2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。

(刑法・刑事訴訟法)

第1問 (刑法)

Xは、Aを泥酔させたいうで性交に及ぼうと、まず、Aをレストランに誘い出し、食事の合間に隙を見てAの飲み物に睡眠薬を混ぜて飲ませた。ところが、Aの調子は食事を終えても変わらず、一向に眠くなった様子を示さないため、Xは、場所を変えて当初の目的を果たそうと考え、「もう遅いから家に送って行ってやる。」とAに告げた。ところが、Aは、「まだ帰りたくない。」と一向に席を立とうとしない。そこで、Xは、レストランの支払を済ませたいうで、自己が運転してきた自動車に、Aをなだめながら座席に着くようせきたてて座らせ、車を発進させた。

車を10分ほど走らせた頃、Aは「気分が悪い。車を止めて。」と言ったが、Xは、あたかもAの自宅へ向かっているように装い、「家までの近道を通っている。もう少しだから我慢して。」などにごまかして車の走行を続けた。ところが、睡眠薬の副作用で急激に体調を崩したAは、次第に呼吸が荒くなり、ついにXの自動車の助手席で意識を失った。呼びかけても答ええないAの様子に慌てたXは、Aがこのまま死んでしまうとは思わなかったが、Aを家に送って行ったとしても症状の回復につながらず、さりとて病院に連れて行けば、自分が睡眠薬を飲ませたことが露見することが明らかであったので、もはや性交のことはそっちのけになり、逡巡しながらあてもなくさらに20分ほど走行を続けた。しかし、Aが気の毒になり、かつ意識不明の状態のAを同乗させているのが重荷にも思えてきたので、最寄りの病院の方向へ進路をとり、その玄関前から5メートルほど手前の位置に停車し、人がいないのを確認したうで、意識を失ったAを抱きかかえて病院の玄関の上がり口の階段まで運んだ。そこでAを降ろして階段にもたせかけた際、Aがポケットに入れていた財布がXの手に触れた。Xは、せめて治療費の足しになればと自分の札入れから現金2万円を抜き取ってAの財布に入れた一方で、所持品をあらためられた際に自分のことが露見しないよう、食事の前にAに渡した、Xの名前が記された名刺をAの財布から抜き出して、再度財布をAのポケットに戻した。それからXは、しばらく物陰に潜んで様子を見ていたところ、見回りに出てきた病院の職員がAを見つけて即座に院内に収容したので、Xはその場を立ち去った。治療が奏功し、Aは回復した。

(刑法・刑事訴訟法)

Xの罪責を論じなさい(特別法違反の点はこのぞく)。

(配点：70点)

(刑法・刑事訴訟法)

## 第 2 問 (刑事訴訟法)

2018 年 11 月 27 日午前 4 時ころ、V の経営するコンビニエンスストアで、客を装って来訪した者から V がナイフを突きつけられレジにあった現金 10 万円が奪われるという強盗事件が発生した。その通報その他の情報にもとづいて、司法警察員 A が犯人の行方を探索していたところ、同日午前 4 時 20 分ころ、A は、犯人の風体に酷似する X を発見した。A の質問に対して、X は上記事件のことは何も知らないと答えたが、アリバイがある様子もなく、また質問に答える X の手先が震えていたので、A は X が犯人ではないかとの疑いを深め、任意同行をうながした。すると、X は素直にしたがった。

警察署に到着し、取調室で A が X にあらためて問いただしたところ、X は自分が上記強盗をおこなったことを認めた。X が取調室にいる間に、V による面通しや上記店舗の防犯カメラ映像の確認もおこなわれ、X が上記強盗事件の犯人に間違いのないと思料されたので、同日午前 5 時 30 分、A は同警察署において X を緊急逮捕した。

その直後、A は、X に対して被疑事実の要旨および弁護人選任の告知、弁解の録取などをおこなったうえ、同日午前 6 時 30 分から 7 時まで、X を立ち会わせて上記店舗の実況見分をおこない、さらに警察署に連れ帰った X を被疑者として取り調べたり、V を取り調べたりして供述調書を作成するなどした。

そのため、緊急逮捕状の請求が遅れ、A が、X の当初の自白が記載されている捜査報告書や面通しの捜査報告書、X や V の上記供述調書等を疎明資料として簡易裁判所の裁判官に緊急逮捕状の請求をしたのは、同日午前 11 時 30 分であった。そして同日午後 1 時、緊急逮捕状が発付された。

2 日後の同月 29 日午前 10 時、A から X の送致を受けていた検察官は、地方裁判所の裁判官に対して X の勾留を請求した。当該請求において、刑事訴訟法 207 条 1 項、60 条 1 項所定の要件は備わっていたが、同日午後 1 時、同裁判所の裁判官 B は、この請求を却下した。

問 1 緊急逮捕の合憲性について論じなさい。

(刑法・刑事訴訟法)

問 2 緊急逮捕は合憲という立場にたって、B の勾留請求却下の妥当性について検討  
しなさい。その際、逮捕と勾留の関係に留意しながら答えなさい。

(配点：50 点)

## <出題の趣旨等 2019年度 刑法・刑事訴訟法>

### 〔出題の趣旨〕

第1問（刑法）の問題は、まず、性的自由に対する犯罪の成否、特に性交に至らなかった点につき、刑法178条2項の罪の未遂にとどまるのかどうか、さらには自己の意思による中止行為があったといえるかどうかを問うている。次に、移動の自由を保護法益とする犯罪の成否が被害者の意識に左右されるかの検討も課題である。最後に、奪取罪の成立要件について検討することを求めている。いずれも具体的な問題に関し、刑法総則、各則に関する基本的な知識を踏まえて条文を適切に事例にあてはめることができるか、その論理的思考力、記述力を試している。

第2問（刑事訴訟法）の問1では緊急逮捕の合憲性について、問2では緊急逮捕後の逮捕状請求に要求される「直ちに」（刑訴法210条1項）の意義および逮捕が違法なばあいの勾留請求の適否について、それぞれ問うている。いずれの問題も、被疑者の身体拘束に関する基本的な知識と論述能力を試すものである。

なお、言うまでもないが、他の論述式試験科目と同じく、法科大学院で学ぶうえでの基本的学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかどうか、前提として問われている。

### 〔配点〕

第1問	70点
第2問（計50点）	
問1	25点
問2	25点
合計	120点

### 〔採点基準〕

第1問（刑法）では、以下の点につき、問題文からの的確な記述をとり出して、適切な構成要件を選択し、規定の解釈を、根拠を示しつつ過不足なく論じた解答を評価する。

- ① 行為の手段一目的関係構造に配慮しつつ、準強制性交等罪の実行の着手時期を明らかにしているか。
- ② 中止未遂の成否を具体的事例に即して明らかにして解答しているか。
- ③ 行き先に関する誤信により、拘束下にあることを意識しない者に対しても、移動の自由に対する犯罪が成立するか。
- ④ 経済的に利用する目的によらない、軽微な価額の客体の領得が、奪取罪を構成するか。

第2問（刑事訴訟法）の問1については、憲法33条をあげ、逮捕における令状主義の趣旨を説明したうえで、緊急逮捕がその趣旨に反せず、憲法上許容されるものかどうかを丁寧に論ずることが求められる。説得力のある論述がなされているかどうかが必要であり、合憲説、違憲説のいずれを採用するかは解答者の自由である。違憲説を採用するばあいには、合憲説の各根拠について検討する必要がある。

問2については、違法な逮捕に引きつづいてなされる勾留請求が違法になる根拠について丁寧に論ずることが求められる。たとえば、逮捕前置主義をその根拠とするばあい、たんに逮捕が勾留に前置されるからとするのではなく、逮捕前置主義の趣旨に照らして、逮捕が違法ならばなぜ勾留請求も違法になるのかを具体的に示す必要がある。

それとともに、「直ちに」がどの程度厳格なものなのか、事案にあてはめたときにこの要件が肯定されるのかどうかについて論ずることが求められる。